

## 「花水霊園」墓地永代使用規則

- 第一条 本霊園は墳墓以外の目的には使用できません。
- 第二条 本霊園は宗派の如何を問わず何人も使用できません。
- 第三条 管理料は頂きませんので、管理、清掃などは使用者が行ってください。
- 第四条 承諾書の記載事項に変更があったときは速やかに訂正手続きをとってください。
- 第五条 ご遺骨の埋葬または改葬する方は市町村長の発行した改葬許可証または火葬許可証を墓地管理者に提示して届け出てください。
- 第六条 承諾書を紛失または汚損したときは再交付の手続きをとってください。
- 第七条 埋葬場所の設備等については、次の各項をお守りください。
  - 一、 区画を明らかにする外柵は、境界より内側に三・三センチメートル（一寸）逃げで設けてください。なお、墓石の最高は三メートル以内とする。
  - 二、 植樹およびこれに類するものは、周りの使用者の迷惑にならないように配慮してください。
  - 三、 墓地使用承諾を受けた後三年以内に墓石を設置するか、または雑草が生えない措置をしてください。墓石の設置前に設計図面を提出し、承諾を受けてください。
- 第八条 本霊園は公衆衛生上死体（死胎児を含む）を埋葬することは出来ません。
- 第九条 使用者名義人が死亡したときは、管理者の承認を得て相続人またはその親族一人が墓地の使用権を承継することが出来ます。（第三者に譲渡転貸しは禁止します。）
- 第十条 本霊園は次の場合は使用権を取り消いたします。
  - 一、 使用者が死亡後十年を経過して相続する旨の届出がないとき。
  - 二、 使用者が墓地以外に使用したとき。
  - 三、 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣の迷惑になるような行為をしたとき。
  - 四、 使用者が相続人以外の第三者に譲渡または転貸したとき。
  - 五、 前各項のほか、本使用規則に違反したことが明らかなきとき。
- 第十一条 前条の規定により使用承諾を取り消された墓地についての使用承諾証は無効とし、本霊園において墓碑その他の設置物も処分し、御遺骨は本霊園の萬霊塔に安置しご供養させていただきます。このことについて利害関係者は異議を申し立てることはできません。

第十二条 使用者が使用权を放棄するときは、その旨使用承諾証を添えて書面をもって届けてください。埋収蔵した焼骨がある場合は使用者の責任において六ヶ月以内の期限を定めて改葬し、墓碑その他の設置物は撤去の上現状に復してください。その際の費用は使用者負担とします。

第十三条 前条の場合、使用权は本霊園に帰属し、墓地永代使用料として納入された金円は返還しません。

第十四条 天変地異不可抗力による被害については本霊園は一切責任を負いません。

第十五条 前各条に定めのない事項については本霊園が別に定めるものとします。